

道路排水施設における沿道敷地からの 排水の受入れ申請に関する手引き

愛知県知立建設事務所

維持管理課（道路管理 G）

電話 0566（82）6463

令和3年1月

1 受入れの審査対象となる排水と要件

(1) 受入れできる排水

- ア 雨水
- イ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条に規定する浄化槽からの放流水
なお、浄化槽法第4条の規定に適合しない浄化槽及び単独処理浄化槽からの放流水は受入れの対象としない。
- ウ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第5項に規定する排出水
- エ 上記以外の排水で、道路排水施設の汚損、汚泥等の堆積及び悪臭の発生のおそれがないもの。

(2) 受入れの要件

次の各号のすべてに該当する場合に受入れを認めるものとする。

- ア 県が管理する道路排水施設以外に放流先を確保することが困難であること。
 - ① 排水を排出する敷地が県管理の道路以外の公道又は水路等に接続していない場合
ただし、地形の高低差等の関係で県管理道路以外に排水が不可能な場合又は水路管理者の同意が困難な場合は除く。
 - ② 独自の排水路を設置することが、既存の流末水路まで相当の延長があり困難である場合
- イ 道路排水施設の流下能力と流入量との関係で、当該道路排水施設の流量に余裕があると認められること。
- ウ 前項の確認の結果、一定規模の雨水浸透施設又は雨水貯留施設（以下「雨水浸透施設等」という）の設置が必要とされた場合、当該施設の設置が履行されること。
- エ 道路側溝又は歩道（歩車道境界含む）に埋設されている道路排水管渠（内径300mm以上）における受入れであること。
- オ 排水は道路排水施設の汚損、汚泥等の堆積及び悪臭の発生のおそれがないものであること。
- カ 排水の形態は道路排水施設に接続する排水管によるものであること。
ただし雨水については、土砂等の流出及び通行の支障のおそれなくかつ事情やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

2 排水を排出する者等の遵守事項

排水を排出する者及び排水管の占用主体となる者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- ① 排水管により排水する場合、沿道敷地内に柵を設置して、土砂等が道路排水施設に流入しない措置を講じること。
- ② 道路排水施設における受入れ可能な流入量を算定した結果、一定規模の雨水浸透施設等の設置が必要とされた場合、当該施設の設置を履行すること。
- ③ 道路占用許可の対象となる排水管の設置方法等については、道路占用許可基準（昭和53年4月5日53道維第145号土木部長通知）に準拠すること。
ただし、排水管は車道を縦横断しないこと。

3 申請等手続きについて

(1) 申請時の提出書類について

- ① 道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書
- ② 位置図
- ③ 公図の写し
- ④ 平面図
- ⑤ 仕様書
- ⑥ 保安設備図
- ⑦ 工程表
- ⑧ 現況写真
- ⑨ 道路排水施設における受入れ可能な流入量を算定した資料
- ⑩ 雨水浸透施設等の設置が必要な場合は、当該施設に係る平面図、断面図及びその能力がわかる資料
- ⑪ 浄化槽からの放流水については、当該浄化槽の放流水の水質、日平均汚水量が確認できる資料（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 10 第 1 項の規定に基づく型式適合認定の関連書類等）及び当該浄化槽の流量調整機能の有無がわかる資料。
- ⑫ 水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水水については、同法第 5 条の届出の受理書の写し
- ⑬ 用水路が流末となっている場合は、その管理者の同意書（様式第 1）
- ⑭ 排水を排出する者の誓約書（様式第 2）
なお、必要に応じて誓約内容の追加等をおこなうこと。
(様式第 2-1) 雨水
(様式第 2-2) 合併浄化槽
(様式第 2-3) 特定事業場
- ⑮ 道路排水施設への接続柵標準構造図（別図 7 参照）
- ⑯ その他知事が必要とする図書

(2) 書類提出から承認及び完了まで

申請書類を知立建設事務所維持管理課にお持ちください。窓口で書類の不備等の簡単な確認を行った上で受理します。その後、当事務所の担当者が申請書の内容について審査を行います。その後、審査意見がある場合、それに対する再検討を行っていただくために電話連絡等をしますので内容修正等をお願いします。

書類が全て整いましたら、当事務所長の承認を得て承認書を発行します。発行後、お電話にてご連絡します。承認書は、申請書類を受理してから開庁日で 15 日間以内（内容修正期間を除く）に発行します。

承認後、次の手続きが必要となりますので、あらかじめご承知おきください。

◇ 道路使用許可申請

工事を行うことによって、歩道や車道を規制することになるため、道路交通法第77条に基づく道路使用許可が別途必要になります。各警察署にて手続きを行ってください。

(民地側から工事する場合は不要。所轄の警察署にて要相談のこと。)

◇ 『着手届』の提出

工事に着手しようとするときはあらかじめ提出してください。押印は不要です。

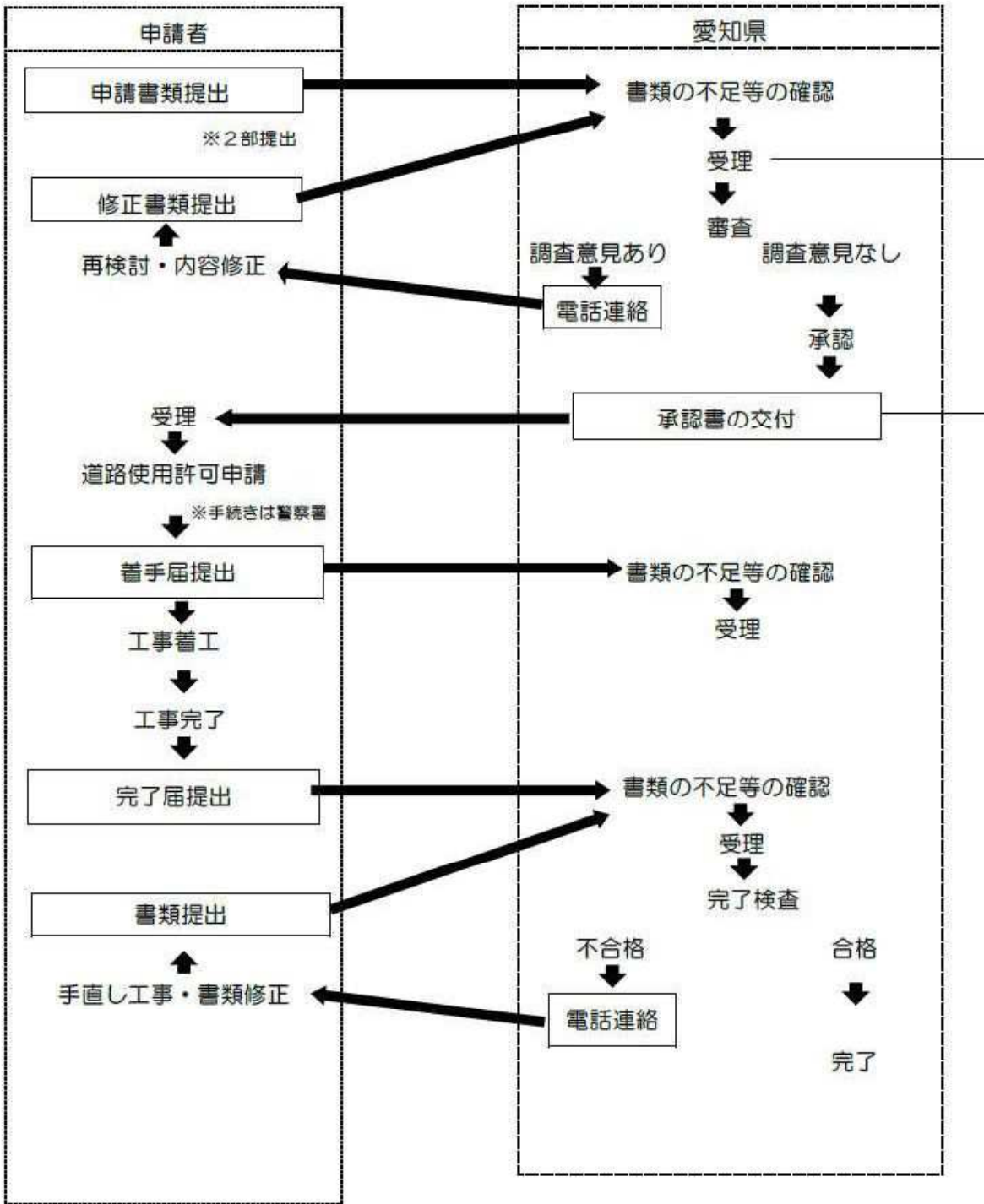
◇ 『完了届』の提出

工事が完了したときは、工事写真を添付のうえ、すみやかに提出してください。押印は不要です。なお、雨水浸透施設等の設置においては、完了届に当該施設の工事行程ごとの写真を添付し、履行確認を受けること。

(3) 維持管理等

- ① 下水道施設（農業集落排水処理施設含む）が整備されたときは、速やかに当該施設に接続するとともに、排水管は撤去すること。
- ② 排水管の維持管理及び補修は、排水を排出する者（排水管の占用主体が市町村の場合は市町村）が責任をもって行うこと。
- ③ 排水を排出する者は、浄化槽法等を遵守するとともに、民地に設置した柵の堆積物の除去等の清掃を行うこと。
- ④ 道路排水施設からの逆流により民地内に被害が生じた場合、道路管理者に対し責を問わないこと。
- ⑤ 県が行う側溝工事等の道路工事の施工に際しては、積極的に協力すること。
- ⑥ 雨水浸透施設等の施設の機能が確保できるよう点検、清掃、補修を行うこと。
- ⑦ 第三者に土地、建物の所有権等を移転する場合は、上記の事項について第三者に承継すること。

<参考：手続きの流れ>

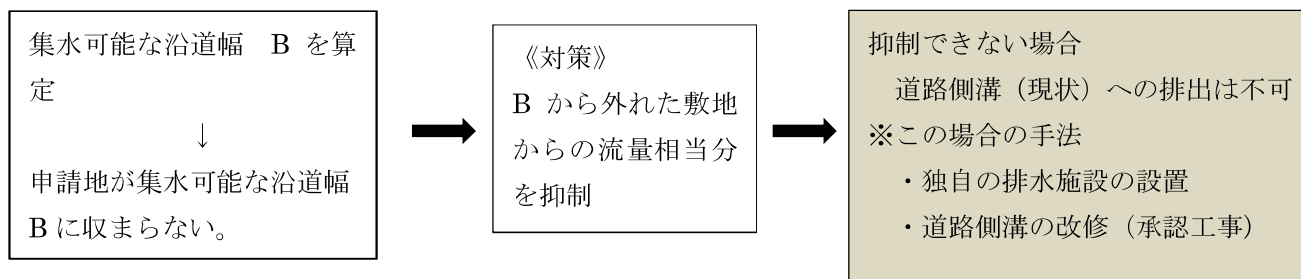


開庁日で15日以内（再検討・内容修正期間を除く）

4 受入れ可能な流入量の算定と抑制対策の概要

(1) 市街化区域及び DID 地区

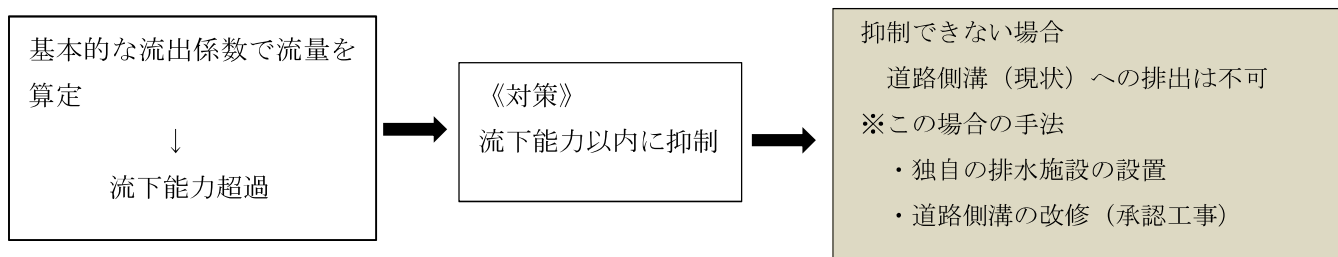
(市街化区域及び DID 地区とは、既に沿道の開発がすすんでいたりと、今後すすむことが予想される区域である)



※雨水以外の排水

流入量の面積換算のうえ、敷地として加算する

(2) その他の区域

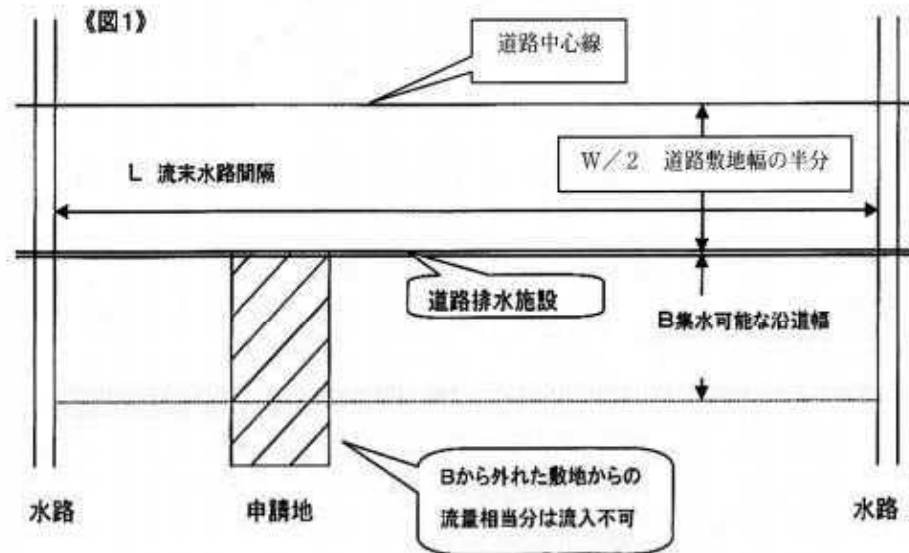


※雨水以外の排水

雨水と同様に流入量を計算して加算する。

5 受け入れ可能な流入量の算定について

(1) 集水可能な沿道敷地幅 B の算定



Bは、次のとおり定められる。

道路排水施設の流下能力(Q) = 道路敷地 (w/2 × L) からの流入量 + 集水可能な沿道敷地 (B × L) からの流入量の関係が成り立つ幅 ※通常、道路の半断面の雨水は片側の排水施設に流入

◇市街化区域及びD I D地区の算定式◇

ア 流入量 合理式による (降雨強度 100mm/h)

イ 道路排水施設の流下能力Q

・マニング式により算定 (管渠の通水断面、径深は道路土工排水工指針等で確認のこと)

$$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad Q = A \cdot V$$

ここで V:流速(m/sec) I:勾配 (高低差 h(m)/水平距離 L(m)) R:径深(m)=A/P

A:流水断面積(m²) P:潤辺(m) Q:流量(m³/sec)

上記で算定値に 0.7 を乗じる (管渠の場合も同様。土砂等阻害を考慮し 30%の余裕をみる)

ウ 路面の流出係数 0.9

側溝の規格 (例 PU300 × 300) ・ 道路敷地幅 (m) ・ 流路勾配 (%) ・ 流末水路間隔 (m) ・ 沿道敷地の流出係数

(なお、新設道路などで道路排水施設の設計の前提とされた集水区域が明確な場合は、当該集水区域の幅を沿道敷地の幅とする。)

$$Q = 1/3,600,000 \times 0.9 (\text{路面の流出係数}) \times 100 (\text{mm/h}) \times w/2 \times L$$

$$+ 1/3,600,000 \times \text{沿道敷地の流出係数} \times 100 (\text{mm/h}) \times B \times L$$

両辺を整理すると

$$B = [(3,600,000 \times Q) - (90 \times w/2 \times L)] \div (\text{沿道敷地の流出係数} \times 100 \times L)$$

- ◇注意 (ア) 申請地の流出係数=沿道敷地の流出係数
 (イ) 申請地の奥行B以内の敷地は、沿道敷地に含まれる。
 (ウ) Bは小数第2桁を四捨五入する。

なお、流末水路間隔にその他区域(市街化調整区域等)が含まれている場合の取扱いについては、《留意事項》を参照こと。

エ 沿道敷地の流出係数

沿道敷地の流出係数は、用途地域ごとの建ぺい率に応じて定める。

建ぺい率	計算式(流出係数 建物 0.9 庭 0.2 間地 0.3)	流出係数
60%	$(60 \times \text{建物 } 0.9) + (40 \times \text{庭 } 0.2) = 62$ $62 \div 100 = 0.62 \approx 0.6$	0.6
80%	$(80 \times \text{建物 } 0.9) + (20 \times \text{間地 } 0.3) = 78$ $78 \div 100 = 0.78 \approx 0.8$	0.8

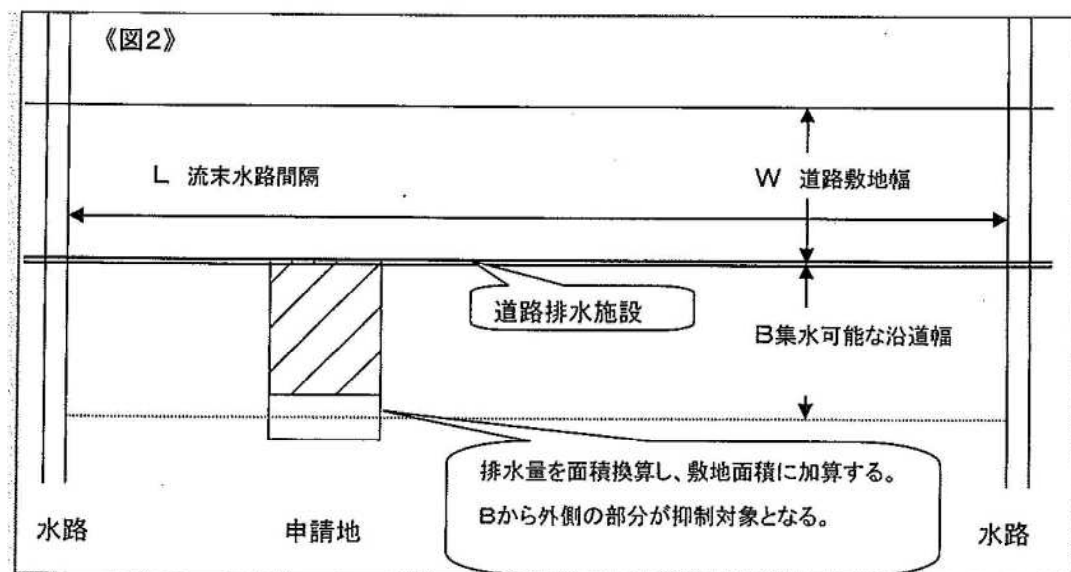
なお、市街化区域外のDID地区の流出係数は0.6とする。

オ 雨水以外の排水の取扱い

浄化槽からの放流水又は特定事業場等からの排水(雨水以外)については、流入量を面積換算のうえ、申請地に加算する。

$$\text{流入量 (m}^3/\text{s)} = 1/3, 600, 000 \times \text{沿道敷地の流出係数} \times 100 \times \text{面積 (m}^2\text{)}$$

$$\text{よって面積 (m}^2\text{)} = \text{流入量 (m}^3/\text{s)} \times 3, 600, 000 \div \text{沿道敷地の流出係数} \div 100$$



(2) 流出抑制量の計算

Bから外れた敷地からの流量相当分は、流入ができないので、申請地全体で流出抑制の対策を講じる。

(図1において沿道敷地の流出係数=0.6 B=13m 申請地の奥行=19m、間口10mとした場合)

$$\text{対策量} = 1/3, 600, 000 \times 0.6 \times 100 \times 10 \times (19 - 13) = 0.00100 \text{ m}^3/\text{s}$$

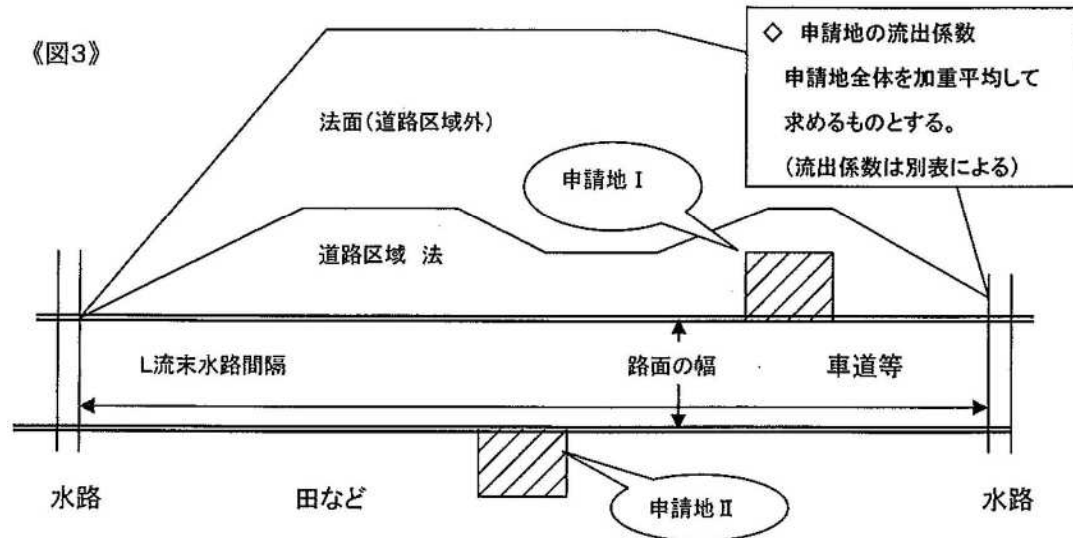
◇市街化区域及びDID地区の算定式◇

ア 流入量について

市街化区域又は DID 地区以外の区域は、原則、開発が抑制されている区域であり、流入量は道路区域及び申請地からの流入を前提として算定する。

(山間部における法面など地形的に集水が想定される区域は、流入量に加算する。)

なお、流末水路間隔に市街化区域又は DID 地区が含まれている場合の取扱いについては、《留意事項》を参照こと。



イ 流入量と道路排水施設の流下能力の比較の計算例（申請地 I）

算定式は前述のとおり。(水量については小数 6 桁を四捨五入)

(ア) 申請地からの雨水流入量 $0.0100\text{m}^3/\text{s}$ (前提: 面積 400m^2 流出係数 0.9)

(イ) 浄化槽の放流水 (前提: 合併処理浄化槽 180 人槽: 日平均汚水量 36m^3 流量調整機能付)

浄化槽からの流入量 $0.00042\text{m}^3/\text{s}$ ($36\text{m}^3 / (24\text{h} \times 60 \times 60)$)

(ウ) 道路区域からの雨水流入量 $0.04033\text{m}^3/\text{s}$

a 路面 $0.02200\text{m}^3/\text{s}$ (前提: 路面の面積 $\div 2 = 880\text{m}^2$ 流出係数 0.9)

b 法面 $0.01833\text{m}^3/\text{s}$ (前提: 開発前の法の面積 $1,500\text{m}^2$)

開発後の法の面積は $1,500\text{m}^2 - 400\text{m}^2 = 1,100\text{m}^2$ 流出係数 0.6)

(エ) 地形的に想定される集水区域からの雨水流入量 $0.02778\text{m}^3/\text{s}$

(前提 面積 $2,000\text{m}^2$ 流出係数 0.5)

(オ) 流入量 ((ア) + (イ) + (ウ) + (エ)) = $0.07853\text{m}^3/\text{s}$ ※申請地 II では、(ウ)-b 及び (エ) の流入量なし。

(カ) 側溝の流下能力

$0.08170\text{m}^3/\text{s}$ (前提: $H=0.3\text{m}$ $B=0.3\text{m}$ 粗度係数 0.013 勾配 0.3%)

$\times 0.7$ (7 割水深で算出) = $0.05719\text{m}^3/\text{s}$

対策量は、 $0.07853\text{m}^3/\text{s} - 0.05719\text{m}^3/\text{s} = 0.02134\text{m}^3/\text{s}$

地表面の種類	流出係数	屋根	0.9
路面舗装	0.9	間地	0.3
砂利道	0.6	芝、樹木の多い公園	0.2
路肩・法面(細粒土・粗粒土)	0.6	勾配の緩い山地	0.3
〃(硬岩・軟岩)	0.8	勾配の急な山地	0.5

6 雨水浸透施設の設置

(1) 標準的な浸透施設としては、次のような施設があり、土地利用形態に応じて導入施設を設置するものとする。(「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施行技術指針」(新川・境川(逢妻川)・猿渡川流域編)平成25年4月愛知県建設部河川課編 参照)

・浸透枡 ・浸透トレンチ ・浸透性舗装 ・浸透側溝 ・その他の浸透施設

(2) 雨水浸透設計

- ① 対策量に応じた規格、設置数量とする。
- ② 設計にあたっては、「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施行技術指針」(新川・境川(逢妻川)・猿渡川流域編)平成25年4月愛知県建設部河川課編を参照のこと
- ③ 計算例→附属資料参照

雨水浸透施設の設計における飽和透水係数について

飽和透水係数は、申請者において現地透水試験に基づき算出する。ただし、現地透水試験を実施しない場合は、 $[5.0 \times 10^{-3}(\text{cm/s})]$ を標準とする。

《留意事項》

(1) 同一流末水路間隔において市街化区域(又は DID 地区)とその他区域が含まれる場合

① 申請地 I (市街化区域又は DID 地区)

同一流末水路間隔内に含まれる市街化区域又は DID 地区の流出係数をもって同一流末水路間隔においては一律な沿道幅(B)を設定する。

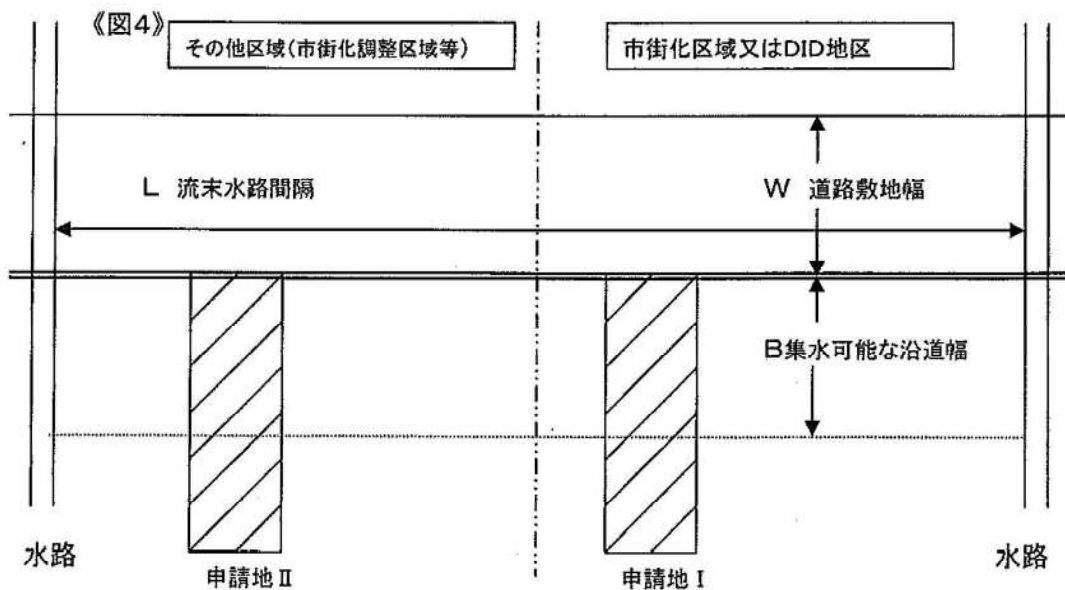
なお、市街化区域内の用途地域ごとの流出係数が同一流末水路間隔において異なる場合は、流出係数が大きい値を採用して沿道幅(B)を求める。

(DID 地区の流出係数と市街化区域の流出係数が異なる場合も同様)

② 申請地 II (その他区域)

申請地 I と扱いを同じにする。

よって、申請地がその他区域内にある場合も、同一流末水路間隔に市街化区域又は DID 地区が含まれる場合は、上記と同じ沿道幅(B)を設定する。

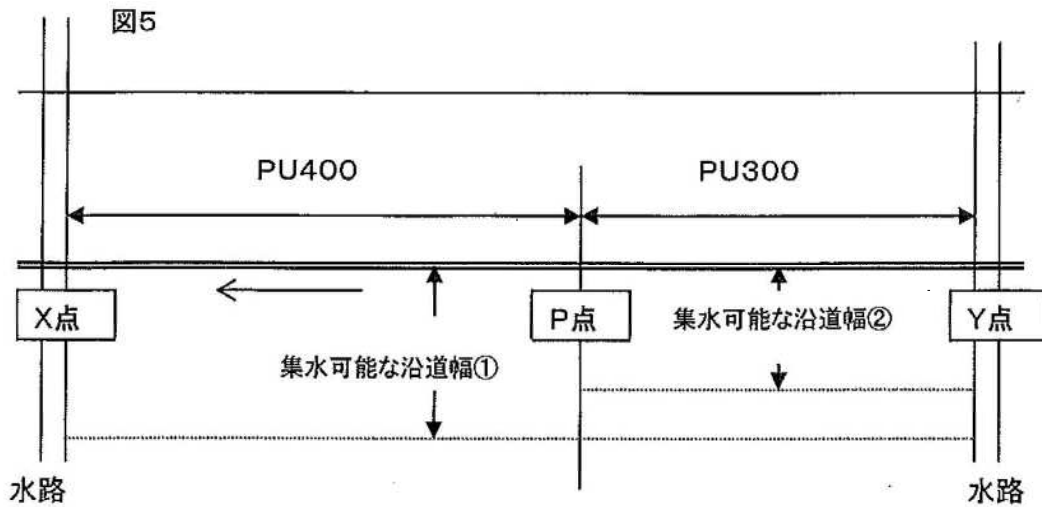


(2) 同一流末水路間隔において側溝断面に変化がある場合

図5のようにP点で側溝の能力が変化している場合におけるP-Y間での申請についてX-Y間の集水可能幅とP-Y間の集水可能幅とを比較して狭い方を採用する。

なお、各集水可能幅を算出する際において

- ① X-Y間は、側溝の勾配はX-Y間の平均勾配、側溝断面はPU400を採用する。
- ② P-Y間は、側溝の勾配はP-Y間の平均勾配、側溝断面はPU300を採用する。



(3) 雨水以外の排水の取扱いについて

① 流入量の算定

ア 浄化槽からの放流水については日平均汚水量（日処理量）から算定する。

$$\text{流入量(m3/s)} = \text{日平均汚水量} / (24\text{h} \times 60 \times 60)$$

なお、流量調整機能が備わっていない浄化槽においては、ピーク時の変動を考慮して、上記の計算式で得られた値の2倍の水量を流入量(m3/s)とする。

イ 水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水については、同法に基づく届出等から流入量を算定する。

② 市街化区域及び DID 地区においては流入量 (m3/S) を面積 (S) 換算のうえ、申請地の奥行に加算する。(奥行 + α)

$$S(\text{m}^2) = \text{流入量 (m3/s)} \times 3,600,000 \div \text{沿道敷地の流出係数} \div 100$$

[例] 申請地 I において浄化槽の放流水がある場合

(前提：合併処理浄化槽 180 人槽：日平均汚水量 36 m³ 流量調整機能付

沿道敷地の流出係数 0.6 奥行 11.5m 間口 7.6m 集水可能な沿道幅 12.7m)

浄化槽からの流入量 0.00042m3/s (36m3/(24h×60×60))(小数 6 桁四捨五入)

ア α の算定

$$0.00042 \times 3,600,000 \div 0.6 \div 100 = 25.2 \text{ m}^2 \text{ (小数 2 桁四捨五入)}$$

$$25.2 \text{ m}^2 \div 7.6\text{m} = \underline{\underline{3.3\text{m}}} \text{ (小数 2 桁四捨五入)}$$

イ 対策量の算定

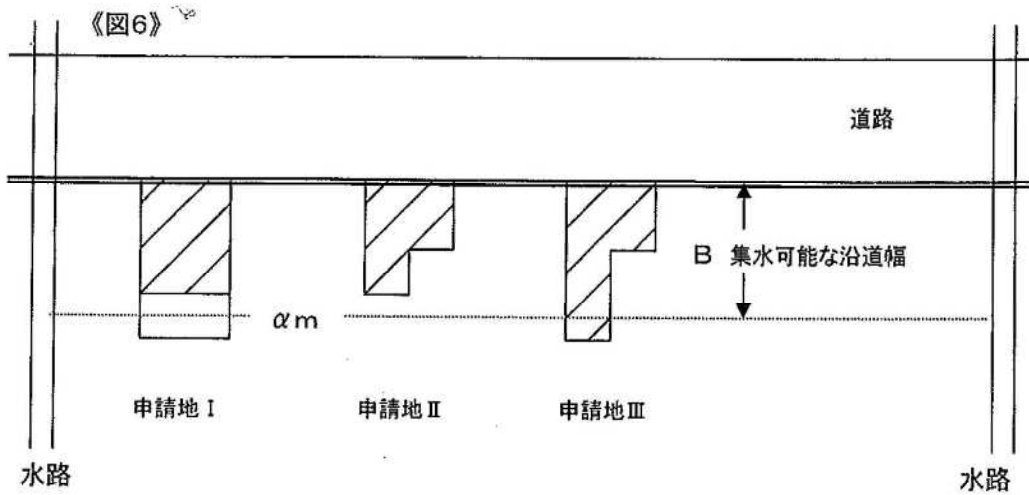
$$\text{申請地の奥行 (11.5m)} + \text{浄化槽からの放流水相当 (3.3m)} = 14.8\text{m}$$

ここで集水可能な沿道幅は 12.7m であるので、14.8m-12.7m=2.1mが集水可能な沿道幅から外れている。

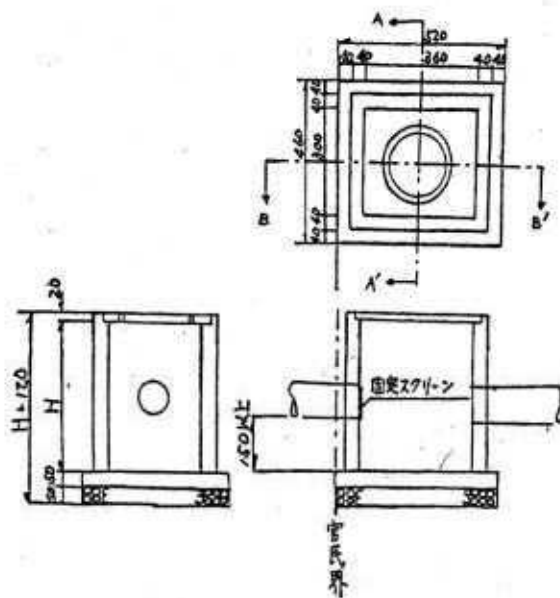
$$\text{対策量} = 1/3,600,000 \times 0.6 \times 100 \times 7.6\text{m} \times 2.1\text{m} = \underline{\underline{0.00027\text{m3/s}}} \text{ (小数 6 桁四捨五入)}$$

なお、申請地が方型でない場合(申請地 II)は、方形に修正(面積※1÷奥行※2)のうえ、基準となる間口※3を算定のうえ加算する。ただし、雨水のみで既に集水可能な沿道幅(B)から外れている場合(申請地 III)は、修正を行う必要はない。(単純に B から外れた部分の雨水及び浄化槽からの放流水相当量が対策量となる。)

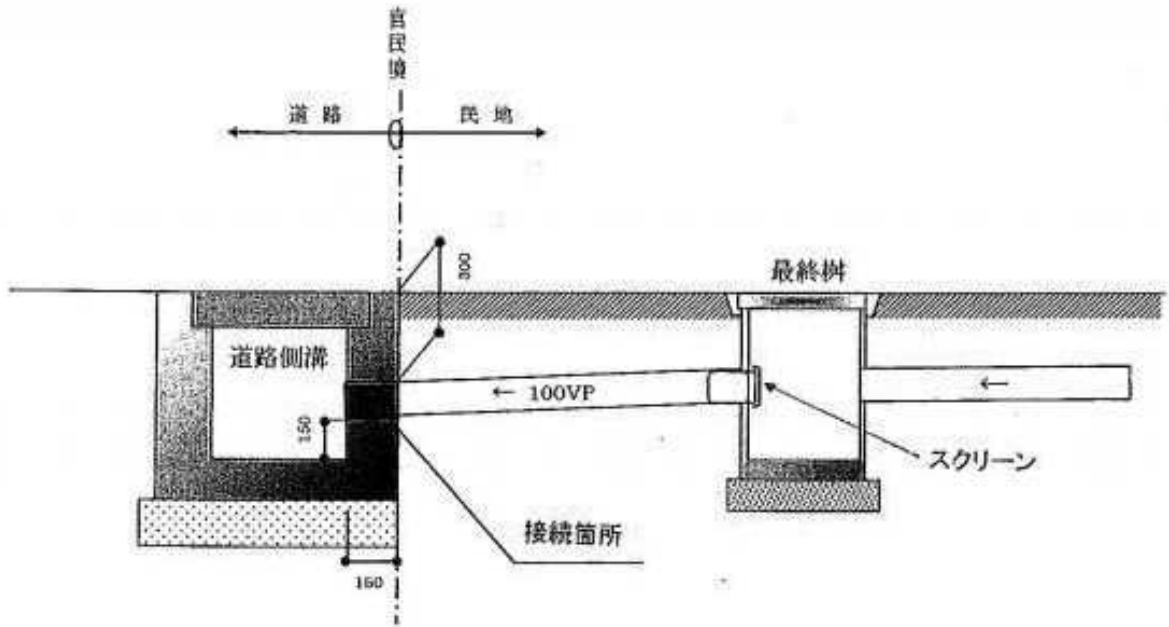
- ※1 (小数2桁四捨五入)
- ※2 最長部分の奥行延長 (少数2桁四捨五入)
- ※3 (小数2桁四捨五入)



《図7》 柵標準構造図



道路排水施設への接続の標準図



道路に関する工事の設計及び
実施計画承認申請書

令和 年 月 日

愛知県知事殿

〒
住所
氏名

[名称及び
代表者氏名]

電話 ()

連絡先 氏名

電話 ()

下記のとおり、道路に関する工事の設計及び実施計画を承認してください。

1	工事の場所	市 町 丁目 番 地先
		国 道 線
2	工事の種別	
3	工事の概要	
4	工事の実施方法	
5	工事の期間	承認の日から 日間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
6	概算工事費	
7	工事を必要とする理由	

立建 第 号

上記のとおり承認します。ただし、次の条件を守って下さい。

令和 年 月 日

道路管理者 愛知県知事

条件	
----	--

(様式第1)

同意書

年 月 日

愛知県知事殿

用水管理者

貴殿が管理されている道路配水施設へ下記の申請者が

〔 雨水
合併処理浄化槽の処理水
水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水水 〕

を放流することについては、同意します。

- 1 申請者
住 所
氏 名
- 2 申請場所
- 3 申請理由

誓約書

年 月 日

愛知県知事殿

住所

氏名

電話番号

私は、下表の場所において、雨水を道路排水施設へ放流するにあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 下水道が供用されたときは、速やかに下水道に接続します。
なお、排水管による放流の場合、他の排水に支障がなければ、同時に当該排水管を撤去します。
- 2 本件工事で設置した排水管の維持管理及び補修は、私が責任をもって行います。
- 3 民地に設置した柵の堆積物の除去等の清掃を行います。
- 4 放流水に起因して道路排水施設の清掃等の必要性又は苦情が発生した場合は、私の責任において解決します。
- 5 道路排水施設からの逆流により民地内に被害が生じた場合、道路管理者に対し責を問いません。
- 6 県が行う側溝工事等の道路工事の施工に際しては、積極的に協力します。
- 7 雨水浸透施設の設置が必要な場合は、適切な施工を実施するとともに、完了後は、施設の機能が確保できるよう点検、清掃、補修を行います。
- 8 第三者に土地、建物の所有権等を移転する場合は、上記の事項について第三者に承継します。

(表)

路線名	
地先名	

(※道路管理者記載欄)

文書番号	
承認・許可年月日	年 月 日

誓約書

年 月 日

愛知県知事殿

住所

氏名

電話番号

私は、下表の場所において、合併処理浄化槽の処理水を道路排水施設へ放流するにあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 公共下水道又は農業集落排水処理施設が供用されたときは、速やかに公共下水道等への接続に切り替えます。
なお、他の排水に支障がなければ、同時に排水管撤去します。
- 2 本件工事で設置した排水管の維持管理及び補修は、私が責任をもって行います。
- 3 浄化槽法に定める保守点検、清掃、水質に関する検査を確実に履行するとともに、民地に設置した柵の堆積物の除去等の清掃を行います。
- 4 放流水に起因して道路排水施設の清掃等の必要性又は苦情が発生した場合は、私の責任において解決します。
- 5 道路排水施設からの逆流により民地内に被害が生じた場合、道路管理者に対し責を問いません。
- 6 県が行う側溝工事等の道路工事の施工に際しては、積極的に協力します。
- 7 第三者に土地、建物の所有権等を移転する場合は、上記の事項について第三者に承継します。

(表)

路線名	
地先名	

(※道路管理者記載欄)

文書番号	
承認・許可年月日	年 月 日

誓約書

年 月 日

愛知県知事殿

住所

氏名

電話番号

私は、下表の場所において、水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水を道路排水施設へ放流するにあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 下水道が供用されたときは、速やかに当該施設への接続に切り替えます。
なお、不要となった排水管は撤去します。
- 2 本件工事で設置した排水管の維持管理及び補修は、私が責任をもって行います。
- 3 排水については、水質汚濁防止法及び水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例ほか関係法令等を遵守するとともに、民地に設置した枡の堆積物の除去等の清掃を行います。
- 4 放流水に起因して道路排水施設の清掃等の必要性又は苦情が発生した場合は、私の責任において解決します。
- 5 道路排水施設からの逆流により民地内に被害が生じた場合、道路管理者に対し責を問いません。
- 6 県が行う側溝工事等の道路工事の施工に際しては、積極的に協力します。
- 7 雨水浸透施設の設置が必要な場合は、適切な施工をするとともに、完了後は、施設の機能が確保できるよう点検、清掃、補修を行います。
- 8 第三者に土地、建物の所有権等を移転する場合は、上記の事項について第三者に承継します。

(表)

路線名	
地先名	

(※道路管理者記載欄)

文書番号	
承認・許可年月日	年 月 日

工事仕様書

(一般的事項)

- 1 工事は原則として愛知県建設局土木工事標準仕様書によるものとし、すべてを愛知県知立建設事務所長の指示を受けて施工する。

(交通標識)

- 2 工事は交通に支障なく施工することを原則とし、やむを得ず通行禁止・通行制限を行うときは、関係官公庁の許可を得て所定の場所に規定の標識を立てる。

(工事標識・保安設備)

- 3 工事箇所は規定の標識を設置するとともに危険防止柵を設け、かつ夜間は赤色灯をつけ、一般通行人に危険をおよぼさないように措置する。

(交通安全)

- 4 掘削土や工事用資材は常時整理して一般道路交通に支障のないようにする。

排水接続承認申請書類確認シート
(申請書類提出の際の内容確認にお役立てください。)

【申請者配付用】

書類名	項目	確認事項	確認欄
申請書	申請者	施工業者ではなく、施主となっているか。	
		担当者名及び連絡先が書かれているか。	
	工事の場所	所在地が公図、位置図等と整合しているか。	
		道路の名称が間違っていないか。	
	工事の種別	「雨水排水の接続」、「合併処理浄化槽の処理排水の接続」等の記載がなされているか。	
	工事の概要	「別紙図面のとおりに」とし、書類が添付されているか。	
	工事の実施方法	「直営」又は「請負」となっているか。	
	工事の期間	承認を受けた後すぐに着工する場合は上段に工事に必要な日数を記入し、その他の場合は下段に着工予定日及び完了見込みの日が記載されているか。工程表と合致しているか。	
工事期間の始期までに承認される見込みがあるか。			
概算工事費	概算工事費が記載されているか。		
工事を必要とする理由	県が管理する道路排水施設以外に放流先を確保することが困難である理由が書かれているか。(県管理以外の道路排水施設又は水路等に排水できないか。独自の排水路を設置することはできないか。)欄に記載しきれない場合は、「別紙のとおりに」とした上で理由書が添付されているか。		
位置図	縮尺1/25,000 ～1/1,500程度	方位が記載されているか。縮尺は適当か。	
		町名・字名、県道名や道路、建物の区画線等が鮮明か。	
		申請地、道路排水施設への接続箇所が赤色等で示され、公図、他の図面、写真等と整合しているか。	
		道路排水施設が接続している上流側及び下流側の水路並びに接続箇所間の距離(流末水路間隔)が記載されているか。	
		道路排水施設の流下方向が矢印等で示されるとともに、流末水路の管理者は明確であるか。	
公図		方位、縮尺が記載されているか。	
		町名、字名が記載されるとともに、道路排水施設への接続箇所がどの字に属するか明白でない場合は字界の線が記載されているか。	
		申請地、道路排水施設への接続箇所が赤色等で示され、申請書、他の図面、写真等と整合しているか。	
平面図(配置図)	縮尺1/100～ 1/500程度	方位が記載されているか。縮尺は適当か。	
		申請地が接している県道、道路排水施設、道路幅員、官民境界線、隣地との境界線等が記載されているか。	
		申請地の間口と奥行が記載されているか。申請地が長方形でない場合、申請地の面積が求積されているか。(市街化調整区域で、道路の法面の水が側溝に流れ込んでいる場合は、当該法面の面積が道路区域内外別に求積されているか。)	
		道路排水施設への放流箇所について、排水施設(側溝)端が官民境界となっているか。(官民境界が側溝端ではなく、民地側にずれている場合は、ずれの範囲は道路区域内に接続管を設置することになるため、承認工事申請ではなく、道路占用許可申請となる。)	
		申請建物、雨水(汚水)排水管、合併処理浄化槽、集水枡、汚水枡、最終枡、道路排水施設への接続管、地盤高、水勾配等が記載されているか。	
		雨水、汚水ともに放流先の排水施設及びその管理者は明確か。写真等で確認できるか。	
道路排水施設への接続枡標準構造図	手引きの別図7、 道路排水施設への 接続標準図参照	手引きの「《別図7》枡標準構造図」及び「道路排水施設への接続標準図」の写しが添付されているか。又はこれらに倣って作図されているか。	
		排水施設(側溝)端が官民境界となっているか。(官民境界が側溝端ではなく、民地側にずれている場合は、ずれの範囲は道路区域内に接続管を設置することになるため、承認工事申請ではなく、道路占用許可申請となる。)	
		枡の水の出口にスクリーンが設置されているか。	
		道路排水施設への接続管は直径100mmのVP(硬質塩化ビニル管)であるか。	
		枡の各部の寸法、道路側溝への接続箇所の寸法等が適切か。	
道路排水施設における受け入れ可能な流入量等を算定した資料	エクセルの計算システムのデータ入力欄	道路の幅が平面図等と一致しているか。また、道路の延長が流末水路間隔と一致しているか。	
		申請地の種類が正しく選択されているか。間口、奥行(申請地が長方形の場合)が平面図等と一致しているか。	
		申請地、道路の路面の1/2、(市街化調整区域の場合は道路の法面、地域的集水区域も)の各面積が正しく入力されているか。	
		流出係数がそれぞれ正しく入力されているか。	
		浄化槽の処理水の場合は、浄化槽の能力(人数)が正しく入力されているか。	
	排水施設の種類の種類が正しく選択され、側溝幅・高さ又は管渠直径、粗度係数、水面勾配が正しく入力されているか。		
エクセルの計算システムの「市街化区域」、「調整区域」シート	計算結果について、道路排水施設の流下能力が流入量を上回っているか(エクセルシート「市街化区域」の場合は、「集水可能な沿道幅Bの計算及び判定」で「集水可能な沿道幅B」が「申請地の奥行き」を上回っているか。「調整区域」の場合は、 f_{A} 判定の「通水量」が「流出量」を上回っているか。)		

浄化槽の放流水の水質、日平均汚水量が確認できる資料及び流量調整機能の有無がわかる資料	浄化槽の型式適合認定の関連書類等	浄化槽の「型式適合認定書」、「型式適合認定書別添仕様書及び図面」が添付されているか。	
		放流水の水質が基準を満たしているか。	
		浄化槽の処理能力は十分か。	
用水路等が流末となっている場合は、その管理者の同意書	様式第1	必要事項がすべて記載されているか。日付が記載されているか。	
排水を排出する者の誓約書	雨水(様式第2-1)、合併浄化槽(様式第2-2)、特定事業場(様式第2-3)	必要事項がすべて記載されているか。日付が記載されているか。	
写真		1方向だけでなく、3方向程度から撮影しているか。	
		撮影方向が記載されているか。	
		計画地及び道路排水施設への接続位置が赤線等で明示されているか。	
工程表		申請書と整合しているか。	
雨水浸透施設等に係る平面図、断面図及びその能力がわかる資料	道路排水施設における受け入れ可能な流入量を算定した結果、雨水浸透施設等の設置が必要とされた場合に限る	雨水浸透施設を設置する場合、土地の利用形態に応じて、浸透枘、浸透トレンチ、浸透性舗装、浸透側溝、その他の浸透施設から選定され、平面図、断面図及びその能力がわかる資料が添付されているか。	
		対策量に応じた規格、設置数量となっているか。	
		設計に当たり、「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針」(新川流域編)平成17年11月愛知県建設部河川課編が参照されているか。	
水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水については、同法第5条の届出の受理書の写し	水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水の場合に限る	水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水については、同法第5条の届出の受理書の写しが添付されているか。	
その他	関連手続き	農地転用許可、開発許可等の申請手続きは必要ないか。必要な場合、すでに許可権者の許可が下りているか。あるいは、本申請と同時並行で申請手続きを進めているか。	
	自動車乗入口	自動車乗入口設置の承認申請は必要ないか。	